平成２５年（フ）第１９１号
静岡県沼津市大岡806番地の１　エンゼルフォート大岡302
破産者　河野　　茂
１　決定年月日　平成26年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
滋賀県栗東市川辺434番地
破産者　野口　剛志
１　決定年月日　平成26年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５８号
滋賀県草津市平井１丁目19番７号　エクセレントＵ302号
破産者　井上　直美
１　決定年月日　平成26年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１号
京都府京丹後市峰山町新治720番地の１
破産者　中村　義之
１　決定年月日　平成26年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１１４号
兵庫県姫路市網干区浜田22番地６
破産者　弘守電設こと　福下　守勝
１　決定年月日　平成26年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３９号
兵庫県姫路市城見台３丁目６番地７
破産者　橋本佐代子
１　決定年月日　平成26年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１７号
青森県三戸郡三戸町大字斗内字和田60番地11
破産者　田中　　浩
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
岩手県滝沢市穴口441番地９
破産者　佐藤　剛紀
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１８号
岩手県釜石市小川町５丁目１番１号　太平アパート５号、旧住所千葉県千葉市中央区千葉寺町51番地　メゾンコンフォース101号
破産者　阿部　　竜
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０６号
秋田県由利本荘市砂糖畑９番地33
破産者　佐藤　　厚
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７２号
横浜市神奈川区白幡向町17番34号
破産者　府川　　真
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３０号
神奈川県大和市鶴間２丁目７番９号
破産者　落合　正則
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４号
新潟県長岡市左近３丁目41番地　フローレスⅠ201号室、住民票上の住所新潟県魚沼市中島530番地
破産者　和田　直人
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
新潟県南魚沼市六日町809―１　太陽ビル３号室、住民票上の住所新潟県新潟市江南区うぐいす１丁目７番１号
破産者　原　　正敏
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
新潟県南魚沼市六日町809―１　太陽ビル３号室、住民票上の住所新潟県新潟市江南区うぐいす１丁目７番１号
破産者　原　　恵子
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
新潟県長岡市泉１丁目５番12号
破産者　佐々木拓雄
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
静岡市駿河区高松２丁目28番14号
破産者　服部　邦弘
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２４号
静岡市駿河区曲金３丁目６番７―２号、旧住所静岡市駿河区曲金６丁目８番32―1101号
破産者　神谷　　剛
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２０号
静岡市駿河区西島597番地の１　アヴェニール102号、旧住所静岡市駿河区豊田１丁目２番15―702号
破産者　角川　　洋
１　決定年月日　平成26年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部